



## 旧大井工場支部黒沼裁判 東京地裁にて画期的判決出される

3月12日、東京地裁において「旧大井工場支部黒沼裁判」の判決が出された。黒沼さんが長年にわたり業務においてアスベスト粉じんにはく露し、これによって肺がんを発症し、労災として認定されたことを受けて、旧国鉄とJR東日本に損害賠償を求めたもの。判決は、鉄道車両や鉄道車両の補修等に用いられる資材の中には、アスベストを含むものが多数あった。こうした資材を用いながら、十分な粉じんの発生・飛散防止対策や、適切な呼吸具の着用の徹底や、粉じん等の危険性に対する安全教育を行っていなかった使用者は、安全配慮義務違反を免れないことを断罪。さらに、安全配慮義務違反の共同不法行為責任（旧国鉄及びJR東日本）を認め、合計1771万円の賠償を命じた。



夜に開催された報告集会で弁護団から『JR東日本は、旧国鉄とJR東日本は同時存在していないなどという理由でJR東日本の責任を否定してきた。しかし本判決は、JR東日本にも長期間（10年以上）勤務していた被災者について、同社と旧国鉄の責任を、「社会通念上一個の行為」であったとして、共同不法行為を認めた初めての判決である』と説明があった。

国鉄闘争の裁判では、「旧国鉄とJR会社は別法人」という判断にずいぶん苦しめられた。そういった意味では、非常に画期的判決と言えるだろう。

### 今後の課題は退職後の補償の充実

会社側が控訴することも十分考えられるが、今後の課題として、アスベスト被害を受けた被災者の疾病が判明するのは、多くは退職後だそうである。多くの企業で退職後のアスベスト被害の補償を用意していない場合が多く、発症が退職前と後では補償の内容が大きく違い、公平とは言えないそうである。改めてJR東日本をはじめとした鉄道会社には、石綿健康管理手帳の取得や労災制度、石綿補償制度周知及び、退職後の補償制度の創設といった取り組みが必要である。

（弁護団声明より引用）

黒沼さん亡き後、裁判を引き継いだご子息、そして支援する仲間と、旧大井工場支部組合員の団結した力が、このような画期的判決を勝ち取った、と言っても過言ではないだろう。

# 東京支部組合員 新宿駅頭にて宣伝行動を展開

東京支部は3月11日、新宿駅南口で春闘行動の一環としての駅頭宣伝行動を取り組んだ。総勢22人の組合員が参加し、本部作成のチラシと支部独自のチラシを配布した。「生活できる大幅賃上げを！」との横断幕を掲げ、JRの「安全問題」や「みどりの窓口の削減問題」を、利用者などに訴える取り組みをした。



## JR貨物の低額回答に対し 怒りの抗議行動を取り組む

国労東日本本部は、3月8日にJR東日本より示された「2024年度新賃金及び夏季手当」回答について、持ち帰り検討していたが、3月15日に妥結・整理を図った。

また、JR貨物は3月14日、国労本部に回答を示した。ベア・平均1,800円「定額1,500円＋定率0.1%（平均300円）」というもので、到底納得できる回答ではないことから、強く抗議し、持ち帰り検討とした。この低額回答に対して国労は、当面21日まで抗議行動を展開する。



### JR東日本新賃金

ベア

55歳未満の社員

55歳以上の社員 所定昇給額と同額及び＋4,000円

エルダー社員 ＋6,000円

夏季手当 2.7ヶ月分（支払い予定日6月26日）